

## 浜田市附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する指針

平成25年5月制定  
令和4年11月一部改正  
浜田市行財政改革推進本部

### (目的)

第1条 この指針は、法令又は他の条例に定めるもののほか、附属機関及び懇談会等（以下これらを「附属機関等」という。）の設置及び構成員の選任等に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民参画を促進するとともに、市政運営における公正の確保並びに透明性の向上を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

2 この指針において「懇談会等」とは、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等から意見を聴取するため要綱等により本市が設置する会合（懇話会、懇談会、協議会等の名称の如何を問わない。）であって、行政執行のための調停、審査、諮問又は調査を目的としないものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 本市職員のみで構成するもの
- (2) 関係団体の連絡調整を主な目的とするもの
- (3) イベント等の特定の事業を実施するために組織されたもの
- (4) その他この指針の対象として適切でないもの

### (附属機関等の設置基準)

第3条 附属機関等の新設に当たっては、行政運営の簡素効率化等の観点から、次に掲げる事項に留意することとする。

- (1) 既存の附属機関等と設置目的、所掌事務等が類似し、又は重複しないこと。
- (2) 関連する附属機関の所掌事務の追加による対応を検討すること。
- (3) 他の行政手段等による対応を検討すること。

2 既存の附属機関等については、次の各号のいずれかに掲げる事項に該当

する場合、廃止及び統合を検討するものとする。

- (1) 目的が既に達成され、役割が終了しているもの
- (2) 5年を超えて活動実績がなく、その機能を果たしていないもの
- (3) 他の附属機関の部会等として設置すれば足りるもの
- (4) 他の行政手段等により対応が可能なもの
- (5) 他の附属機関等と設置目的、所掌事務等が類似し、又は重複しているもの
- (6) その他行政運営の簡素化・効率化の観点から、廃止又は統合が望ましいもの

(委員の選任)

第4条 附属機関等の委員選任にあたっては、当該附属機関等の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的を踏まえて広く各界各層から選任することとし、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 本市職員は、委員に選任しないこと。
  - (2) 委員の定数は、原則、20人以内とすること。
  - (3) 概ね40歳未満の青年・若者委員の積極的な登用を図ること。
  - (4) 同一人が併任できる附属機関等の数は、5以内とするよう努めること。
  - (5) 同一人を継続して委員に選任する場合は、当該附属機関等における在任期間が10年を超えないよう努めること。
  - (6) 関係団体等からの選任は、当該団体の意向を踏まえ、団体の長に限定せず、広く構成員の中から推薦をいただけるよう協力を求めること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める規定を適用しないこととすることができる。
- (1) 法令に定めがあるとき 前項第1号から第6号まで
  - (2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められるとき 前項第1号
  - (3) 次のいずれかに該当するとき 前項第4号から第6号まで
    - ア 附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者であるとき。
    - イ 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められるとき。
    - ウ 前項第3号に掲げる若者の登用及び第6条に掲げる男女の均等な登用のために選任するとき。

(構成員の公募による選任)

第5条 執行機関は、附属機関等が担任する事務を勘案し、構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努めるものとする。

(構成員の男女の均等な登用)

第6条 執行機関は、附属機関等を組織する委員その他の構成員（以下「構成員」という。）の男女の均等な登用を推進するため、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除き、浜田市男女共同参画推進計画の目標値を達成できるよう努めるものとする。

附 則（平成25年5月制定）

- 1 この指針は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この指針の施行の際、現に就任している構成員については、当該構成員の任期が満了するまでは、この指針の規定は適用しない。

附 則（令和 年 月一部改正）

- 1 この指針は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この指針の施行の際、現に就任している構成員については、当該構成員の任期が満了するまでは、この指針の規定は適用しない。

浜田市附属機関等の設置及び構成員の選任等に関する指針（新旧対照表）

(目的) 第 1 条 この指針は、法令又は他の条例に定めるもののほか、 <u>(昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する附屬機関及びこれに類するもの</u>	現行 <p>(昭和 22 年法律第 67 号) 第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置する附屬機関及びこれに類するもの</p> <p>(以下これらを「附屬機関等」という。) の設置及び構成員の選任等に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民参画を促進するとともに、市政運営における公正の確保並びに透明性の向上を図ることを目的とする。</p>	改正後 <p>(目的) 第 1 条 この指針は、法令又は他の条例に定めるもののほか、<u>附屬機関及び懇談会等</u></p> <p>(以下これらを「附屬機関等」という。) の設置及び構成員の選任等に関する基本的事項を定めることにより、市政への市民参画を促進するとともに、市政運営における公正の確保並びに透明性の向上を図ることを目的とする。</p> <p>〔削除〕改正後の第 2 条に統合</p> <p>2 前項の附屬機関等には、市職員で構成する内部組織としての委員会等や、関係団体の連絡調整を主な目的とする協議会等及びイベント等の特定の事業を実施するために組織する実行委員会等は含まれないものとする。</p>
〔新設〕 <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この指針において「附屬機関」とは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。</p> <p>2 この指針において「懇談会等」とは、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者等から意見を聴取するため要綱等により本市が設置する会合（懇話会、懇談会、協議会等の名称の如何を問わない。）であつて、行政執行のための調停、審査、諮問又は調査を目的としないものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 本市職員のみで構成するもの</li><li>(2) 関係団体の連絡調整を主な目的とするもの</li><li>(3) イベント等の特定の事業を実施するために組織されたもの</li><li>(4) その他この指針の対象として適切でないものの</li></ul>		

現行	改正後
<p>(設置に当たっての配慮)</p> <p>第2条 市長その他の執行機関（以下「執行機関」という。）は、法令に定めがある場合を除くほか、附属機関等を設置するに当たっては、総合的かつ効果的な行政の実現を図るため、その設置の必要性に特に配慮するものとする。</p>	<p>〔削除〕改正後の第3条に統合</p>
<p>〔新設〕</p> <p>(参考) (設置及び運営の見直し)</p> <p>第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、執行機関は、第1条の目的を達成するため、必要に応じて附属機関等の設置及び構成員の選任その他運営に關し見直しを行ふものとする。</p>	<p>(附屬機関等の設置基準)</p> <p><u>第3条 附屬機関等の新設に当たっては、行政運営の簡素化率化等の観点から、次に掲げる事項に留意することとする。</u></p> <p>(1) 既存の附屬機関等と設置目的、所掌事務等が類似し、又は重複しないこと。</p> <p>(2) 関連する附屬機関の所掌事務の追加による対応を検討すること。</p> <p>(3) 他の行政手段等による対応を検討すること。</p> <p>2 既存の附屬機関等については、次の各号のいづれかに掲げる事項に該当する場合、廃止及び統合を検討するものとする。</p> <p>(1) 目的が既に達成され、役割が終了しているもの</p> <p>(2) 5年を超えて活動実績がなく、その機能を果たしていないもの</p> <p>(3) 他の附屬機関の部会等として設置すれば足りるもの</p> <p>(4) 他の行政手段等により対応が可能なもの</p> <p>(5) 他の附屬機関等と設置目的、所掌事務等が類似し、又は重複しているもの</p> <p>(6) その他行政運営の簡素化・効率化の観点から、廃止又は統合が望ましいもの</p>
<p>〔新設〕</p> <p>(参考) (同一人が就任できる附属機関等の数及び期間)</p> <p>第5条 執行機関は、同一人が附属機関等を組織する委員その他の構成員</p>	<p>(委員の選任)</p> <p><u>第4条 附屬機関等の委員選任にあたっては、当該附屬機関等の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的を踏まえて広く各界各層から選任する</u></p>

現行	改正後
<p>に就任する附属機関等の数を、すべての附属機関を通じて 5 以内とするよう努めるものとする。再任の場合は、同一の附属機関等における在任期間が 10 年を超えないよう努めること。</p> <p>(1) 本市職員は、委員に選任しないこと。      (2) 委員の定数は、原則、20 人以内とすること。      (3) 概ね 40 歳未満の青年・若者委員の積極的な登用を図ること。      (4) 同一人が併任できる附属機関等の数は、5 以内とするよう努めること。</p> <p>(5) 同一人を継続して委員に選任する場合は、当該附属機関等における在任期間が 10 年を超えないよう努めること。</p> <p>(6) 関係団体等からの選任は、当該団体の意向を踏まえ、団体の長に限定せず、広く構成員の中から推薦をいたただけるよう協力を求めること。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 法令に定めがあるとき 前項第 1 号から第 6 号まで      (2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められるとき 前項第 1 号      (3) 次のいずれかに該当するとき 前項第 4 号から第 6 号まで      ア 附属機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者であるとき。      イ 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められるとき。      ヴ 前項第 3 号に掲げる若者の登用及び第 6 条に掲げる男女の均等な登用のために選任するとき。</p> <p>(構成員の公募による選任)</p> <p><b>第 4 条</b> 執行機関は、附属機関等が担任する事務を勘案し、<u>必要に応じて</u>構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努めるものとする。</p> <p>(構成員の公募による選任)</p> <p><b>第 5 条</b> 執行機関は、附属機関等が担任する事務を勘案し、<u>構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努めるものとする。</u></p>	

	現行	改正後
(構成員の男女の均等な登用) <b>第3条</b> 〔略〕 <u>(同一人が就任できる附属機関等の数及び期間)</u>	(構成員の男女の均等な登用) <b>第6条</b> 〔略〕 〔削除〕改正後の第4条へ統合	
<p><b>第5条 執行機関は、同一人が附屬機関等を組織する委員その他の構成員に就任する附屬機関等の数を、すべての附屬機関を通じて5以内とするよう努めるものとする。再任の場合は、同一の附屬機関等における在任期間が10年を超えないよう努めること。</b></p> <p><b>2 前項の規定は、委員に選任しようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は適用しない。</b></p> <p>(1) 附屬機関等の所掌事務に密接な関連を有する団体を代表する者又はこれらに準ずると認められる者である場合。</p> <p>(2) 専門的な知識、経験等を有する者が他に得られないなど特別な事情があると認められる場合。</p> <p><u>(設置及び運営の見直し)</u></p> <p><b>第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、執行機関は、第1条の目的を達成するため、必要に応じて附屬機関等の設置及び構成員の選任その他運営に關し見直しを行うものとする。</b></p>	<p>〔削除〕改正後の第3条に統合</p> <p><b>附則</b></p> <p>1 〔略〕 2 〔略〕</p> <p>1 この指針は、令和 年 月 日から施行する。 2 この指針の施行の際、現に就任している構成員については、当該構成員の任期が満了するまでは、この指針の規定は適用しない。</p>	